

事業主の皆様へ

延長を行ってきた障害者雇用納付金の納付期限等について

熊本地震により被災された皆様に心からお見舞い申し上げますとともに、一日も早い地域の復興をお祈りいたします。

1 障害者雇用納付金の納付期限等の延長について

①熊本県内に主たる事業所が所在する事業主が納付するもので、②平成28年4月14日以降に納付期限等が到来する障害者雇用納付金（※）について、申告又は納付の期限（以下「納付期限等」という。）の延長を行ってきたところ、今般、その納付期限等は以下のとおりと指定されました。

- 熊本県内の別表1の地域に主たる事務所の所在地を有する事業主
平成28年11月30日までに申告又は納付すること
- 熊本県内の別表2の地域に主たる事務所の所在地を有する事業主
平成28年12月16日までに申告又は納付すること

※督促状の指定期限が平成28年4月14日以降である場合を含みます。

2 障害者雇用納付金の納付の猶予について

1に該当しない場合（1に該当する場合で納付の期限が到来した場合を含む。）、熊本地震により被害を受けた事業主の方について、個別の申請に基づき、一定の要件に該当すると認められた場合には、猶予の対象となります。

【お問い合わせ先】

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構
納付金部管理課

TEL. 043-297-9650

【別表 1】 延長後の納付期限等が平成 28 年 11 月 30 日である地域

	地 域
【熊本県】	八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、山鹿市、菊池市、宇土市、 上天草市、宇城市、阿蘇市、天草市、合志市、下益城郡美里町、 玉名郡玉東町、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、 菊池郡大津町、菊池郡菊陽町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、 阿蘇郡産山村、阿蘇郡高森町、上益城郡嘉島町、上益城郡甲佐町、 上益城郡山都町、八代郡氷川町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、 球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、 球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、 球磨郡あさぎり町、天草郡苓北町

【別表 2】 延長後の納付期限等が平成 28 年 12 月 16 日である地域

	地 域
【熊本県】	熊本市、阿蘇郡西原村、阿蘇郡南阿蘇村、 上益城郡御船町、上益城郡益城町